

個人情報保護委員会（第206回）議事概要

- 1 日時：令和4年5月18日（水）15：10～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

（1）議題1：令和3年度年次報告（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

高村委員から「令和3年度における委員会活動の大きな成果の一つとして、個人情報保護制度の一元化が挙げられる。令和3年度以前から検討及び議論を行っていた個人情報保護法の改正等を伴う改正法案が、令和3年5月に成立した。また、この令和3年改正法のうち、本年4月に施行された改正部分については、幅広い主体からの御意見を踏まえ、迅速に政令、規則、ガイドライン等の制定及び公表を行った。今年度は、来年4月に施行予定の改正部分についても滞りなく施行できるよう、地方公共団体の準備作業に対する支援等を行っていく必要がある」旨の発言があった。

浅井委員から「令和3年度の監視・監督活動を振り返ると、積極的な活動を行うことができたと考えている。特に、世の中からの注目度が高かったLINE社に関する事案について立入検査から指導までの確な対応を行ったことや、多数の破産者等の個人データをウェブサイト違法に掲載した者に対し命令を行ったことなど、大きな実績を残した。本年4月以降、個人情報保護制度の一元化に伴う、委員会の監視・監督権限の拡大に伴い、行政機関等に対する監視活動など新たな活動が始まっている。これまでの監視・監督活動で得られた知見をいかし、当該活動を引き続き効率的かつ効果的に行う必要がある」旨の発言があった。

丹野委員長から「この年次報告を通じて、令和3年度を振り返ると、それぞれの分野で適時適切な取組を行うことができたと考えている。例えば、国際分野については、G7各国のデータ保護・プライバシー機関による、初めてのラウンドテーブル会合において、各国と率直な意見交換を行い、協力関係を一層深めた。また、令和3年度は、改正法の施行を控えた中で、法制度や委員会に対する世の中からの注目度が一段と高まった年だと考えている。事業者からの問合せを中心に、委員会の電話相談窓口である『個人情報保護法相談ダイヤル』の受付件数が前年度の15,000件超から令和3年度は21,237件へ大幅に伸びたことが、その事実を物語っている。今後も、法

制度や組織の発信に一層力を入れていくとともに、こうした形で寄せられる国民の声に真摯に耳を傾け、施策を行っていくことが重要である。本年度においても、国民の安全・安心を確保し、国民から信頼される組織を目指して、これまで以上にしっかりと責務を果たしてまいりたい」旨の発言があった。

令和3年度年次報告（案）について、原案のとおり決定し、閣議請議等の手続を進めることとなった。

なお、本議題については、国会報告前のものであることから、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

- (2) 議題2：農水産業協同組合貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務）の全項目評価書について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、農水産業協同組合貯金保険機構に対し、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

- (3) 議題3：行政機関等に対する施行状況調査の実施について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「これから委員会が実施する施行状況調査では、従前の総務省による調査に加え、各行政機関等における安全管理措置に関する調査項目についても新たに追加することになるが、これらを定点的、悉皆的に調査することは、国民の行政機関等に対する信頼を担保する観点から意義がある。この調査を円滑に実施して、結果を対外公表するとともに、今後の監視にも有効に活用していくべきである」旨の発言があった。

原案のとおり、進めることとなった。

以上